



「自転車運転者講習制度」について



今年 6 月の改正道路交通法により、悪質な自転車運転者に対し、自転車の安全運転講習を義務付ける制度が発足しました。この制度は、14 歳以上の自転車運転者を対象に、自転車の危険行為(14 類型)で、3 年以内に 2 回摘発された場合、公安委員会から自転車運転に関する講習の受講命令が下され、これに従わない場合は 5 万円以下の罰金が課せられるというものです。今回の改正で自転車の危険行為 (14

類型)には、「信号無視」「一時不停止」「遮断踏切立入り」「酒酔い運転」等の交通ルール違反項目に加え、「ブレーキ不良自転車運転」といった整備不良項目も含まれています。これらはどれも以前から法律で禁止されてきた

もので取締りの対象としては何ら変わっていません。ただ、最近問題になっている「スマホや携帯を操作しながらの運転」や「イヤホンを装着しての運転」の記載がないが、これらは「夜間の無灯火運転」「傘差し運転」「二人乗り運転」等とともに、今までも法律（東京都の道路交通規則等）で禁止されてきた行為であり、14 類型の中の「安全運転義務違反」に該当する違反行為となるので注意して下さい。この制度は、自転車には免許制度がないために、交通ルールやマナーを学習する仕組みがないことから、悪質な違反を繰り返す自転車運転者を対象に、強制的に講習を受けさせて危険行為を改めてもらうという趣旨です。皆さんも、「自転車はクルマの仲間である」という意識をもって安全運転に心掛けていれば、自転車運転者講習を受講するようなことはないと思信します。

悪質・危険な自転車運転者に対して講習の受講が義務付けられます。

平成27年6月1日～《自転車運転者講習》

信号無視などの危険行為をして3年以内に2回以上、摘発された悪質自転車運転者

公安委員会の命令による自転車運転者講習の受講

公安委員会による受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

～危険行為(14類型)～

- ① 信号無視 (道路交通法第7条)
- ② 通行禁止違反 (※第8条第1項)
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) (※第9条)
- ④ 通行区分違反 (※第17条第1項、第4項又は第6項)
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 (※第17条の2第2項)
- ⑥ 遮断踏切立入り (※第33条2項)
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等 (※第36条)
- ⑧ 交差点優先車妨害等 (※第37条)
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等 (※第37条の2)
- ⑩ 指定場所一時不停止等 (※第43条)
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反 (※第63条の4第2項)
- ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 (※第63条の9第1項)
- ⑬ 酒酔い運転 (※第65条第1項)
- ⑭ 安全運転義務違反 (※第70条)

けいしちよう



鹿骨東小学校での指人形劇



去る 6 月 24 日(水)、鹿骨東小学校すくすくスクールにおいて、指人形劇による交通安全教室を開催しました。今回は約 80 名もの子供たちが集まり、開演前の“ざわめき“等からこの公演をいかに楽しみにしていたかが感じられました。恒例の指人形との



触れ合いコーナーでは、どの人形にも順番待ちの長い列ができ、子供たちが楽しそうに遊ぶ姿を見て、私たちに活力を与えてくれました。また、先生方からも好評のお言葉を頂き、別の小学校での公演を紹介して頂けるなど、私たちにとってもうれしい公演となりました。

野外交通安全教室のお手伝い



秋の全国交通安全運動の一環として、9 月 23 日(水)、葛西臨海公園において、葛西警察署による「自転車の点検実技」と「横断歩道の渡り方」についての野外交通安全教室が開催され、私たちもお手伝いに駆け付けました。当日は、快晴の行楽日和で多くの親子連れが公園を訪れており、実際に幼稚園児や小学生が道路沿いの一面に設けた「信号機付の横断歩道」を使っ



て渡り方を体験学習したり、自転車の点検では、手作りの点検用紙「ブタハシャベル」に沿った点検手順の説明を受け、自分の自転車に異常がないか、実際にブレーキやタイヤを点検する実技も体験しました。今回の野外交通安全教室では、お巡りさんから直接指導を受けるなど、子供たちにとっても印象に残る貴重な体験になったものと思います。

ひまわりリング連絡先：
090-6149-2808 (中山) 090-6030-7334(堀田)

